**東浦町de働く！暮らす！楽しむ！応援プロジェクト**

**実施要領**

**東浦町役場　商工農政課**

**１．東浦町de働く！暮らす！楽しむ！応援プロジェクトとは**

　本プロジェクトは、東浦町に移住し町内中小企業で働く若年層に、町の魅力を知ってもらうことで、若手人材の定住を促し、町内企業の人手不足解消を目指すものです。また、町内飲食店等の新規顧客の開拓及びＰＲに繋げていきます。

**２．本プロジェクト対象者について**

次の項目のいずれにも該当する方。

（１）2025年４月１日以降に東浦町内中小企業に就職した方。

　※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第１項に規定する中小企業者

（２）就職した日の前後3か月以内に東浦町へ転入した方。

　（例）就職日が４月15日の場合

　⇒東浦町への転入日が１月15日～７月15日であれば、対象となります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 転入日 | ３か月 | 就職日 | ３か月 | 転入日 |
| １月15日 | ４月15日 | ７月15日 |

（３）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職した方。

（４）転入日時点で年齢が満18歳～39歳の方。

**３．申請方法**

（１）対象者が就労する事業者は、「クーポン申請書」を商工農政課へ提出します。

（２）商工農政課による「クーポン申請書」の確認後、事業者を通し対象者へクーポンをお渡しします。

（３）対象者はクーポンを協賛店舗に持参することで、使用することができます。クーポンには使用期限が設定されていますので、ご注意ください。クーポンの再発行はいたしません。

①申請書を提出

事業者

商工農政課

③クーポンを持参

②クーポンを提供

対象者

④サービスを提供

協賛店舗

③クーポンを持参

**４.クーポンについて**

　クーポンの使用期間は町が事業所へクーポンを配布した日から半年間です。

　クーポンは協賛店舗ごとに１回限り使用することができます。

　クーポンの内容は予告なしに変更・廃止になる可能性がございますので、クーポンの最新情報は町ホームページでご確認ください。

**５.協賛の手続き等について**

（１）本プロジェクトに協賛しようとする店舗を営む方は、「協賛申込書」を商工農政課へ提出します。

（２）商工農政課は「協賛申込書」を確認後、申請から２か月程度でクーポンに反映させ、対象者へ配布します。

（３）クーポンへの反映後、申込書に記載したサービスの提供を開始してください。

（４）協賛店舗がサービスの内容を変更・廃止する場合は、変更・廃止をしようとする月の２か月前までに「協賛内容変更・廃止届」を商工農政課へ提出します。

（５）商工農政課は「協賛内容変更・廃止届」の内容を町ホームページ等で周知します。クーポンの内容に変更があった場合、配布済みのクーポンを差し替えることはいたしませんので、対象者が変更前のクーポンを持参した場合には、各店舗でのご対応をお願いいたします。

**５．問合せ先**

　本プログラムについてご不明な点がございましたら、以下の問合せ先へご連絡ください。

　東浦町役場　地域創造部　商工農政課　商工労政係

　東浦町大字石浜字岐路28-2　東浦町勤労福祉会館内

　TEL　0562-83-6118

　FAX　0562-83-6117

　メール　shokonosei@town.aichi-higashiura.lg.jp